

厚生労働省社会保障改革推進本部について

1. 目的

「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）及び「社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュールについて」（平成 23 年 8 月 12 日関係 5 大臣により確認・公表）を踏まえ、厚生労働省において、社会保障制度改革の着実な推進を図るため、「厚生労働省社会保障改革推進本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成

- （1）本部は、政務三役会議の下に設置し、本部長は厚生労働大臣とする。
- （2）本部長代理は、厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官とする。
- （3）副本部長は、厚生労働事務次官、厚生労働審議官、官房長、大臣官房総括審議官とする。
- （4）その他の本部の構成員は、別紙 1 の職にあるものとする。
- （5）本部は、必要に応じて関係部局の職員の参加を求めることができる。
- （6）本部の庶務は、関係部局の協力を得て政策統括官付社会保障担当参事官室において行う。

3. 推進チームの設置

- （1）本部に「推進チーム」を置き、チームリーダーは辻厚生労働副大臣とする。
- （2）推進チームの主査は、政策統括官（社会保障担当）とする。
- （3）副主査は、参事官（社会保障担当参事官室長併任）とする。
- （4）その他の推進チームの構成員は、別紙 2 の職にあるものとする。

3. その他

前各号に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項については、本部が定める。

厚生労働省社会保障改革推進本部 構成員

本 部 長：小宮山厚生労働大臣
本部長代理：牧厚生労働副大臣
辻厚生労働副大臣
藤田厚生労働大臣政務官
津田厚生労働大臣政務官

副本部長：厚生労働事務次官
厚生労働審議官
官房長
大臣官房総括審議官

構 成 員：大臣官房技術総括審議官
医政局長
健康局長
医薬食品局長
労働基準局長
職業安定局長
職業能力開発局長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
老健局長
保険局長
年金局長
政策統括官（社会保障担当）
政策統括官（労働担当）

推進チーム 構成員

チームリーダー： 辻厚生労働副大臣

主 査： 政策統括官（社会保障担当）

副 主 査： 参事官（社会保障担当参事官室長併任）

構 成 員： 大臣官房厚生科学課長

医政局総務課長

健康局総務課長

労働基準局総務課長

職業安定局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課長

社会・援護局総務課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局総務課長

保険局総務課長

年金局総務課長

参事官（労働政策担当参事官室長併任）